

## 地域共生社会の推進に向けた「かわら版」

# 包括的支援と多様な参加・協働の推進を目指して

令和2年6月17日発行

平素より、大変お世話になっております。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(以下、モデル事業)」として取り組んでいただいている事業が基盤となった「重層的支援体制整備事業(以下、新事業)」が、令和3年4月より、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。

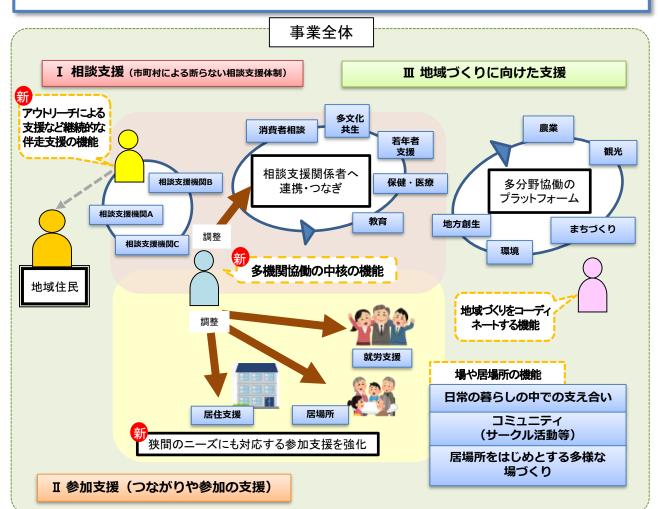
今回のかわら版では、新事業についての概要と、令和2年度に開催を予定しているイベントスケジュールについて、お知らせいたします。

## 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要

○ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、<u>I 相談支援、II 参加支援、II 地域づくりに向けた支援を</u>実施する事業を創設する。

新事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業である。なお、事業実施の際には、I ~ II の支援は全て必須。

○ 新事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付**する。



- 一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題があります。
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経 費按分に係る事務負担が大きい。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、 創意工夫をもって円滑に実施できるよう、新事業が法定化されました。

#### I 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども (利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の 相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に かかわらず受け止める、相談支援を実施
- 〇以下の3つの機能を確保(特に②及び③の機能を強化)
  - ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能
  - ②<u>多機関協働の中核の機能(</u>世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
  - ③個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め 継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

### Ⅱ 参加支援

- 〇介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
  - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひ きこもりであるなど
  - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など
- 〇長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

## Ⅲ 地域づくりに 向けた支援

- 〇介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 〇以下の場及び機能を確保
  - ①住民同士が出会い参加することのできる<u>場や居場所</u> ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す コーディネート機能

#### Ⅰ~Ⅲを通じ、

- <u>・継続的な</u> 伴走支援
- 多機関協働による支援を実施
- ※支援プラン の作成(多機 関協働と一体 的に実施)

上記の I ~Ⅲの3つの支援を一体的に実施することで、「社会参加に向けた支援が充実することで、狭間の ニーズにも対応でき、相談者が適切な支援につながりやすくなり、相談支援が効果的に機能する」、「地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる」等といった相互作用が生じ、支援の効果が高まります。

今後、新事業に係る詳細について、政省令やマニュアル等により順次お示ししてまいります。